

宍粟市教育委員会告示第5号

宍粟市立認定こども園通園バス運行要綱をここに公布する。

平成31年3月7日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市立認定こども園通園バス運行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の通園バス（以下「通園バス」という。）の運行について必要な事項を定めるものとする。

(運行計画)

第2条 通園バスの運行計画は、利用申込み状況に応じて園長が作成し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(運行の範囲)

第3条 通園バスの運行範囲は、別表に掲げる通園区域とする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が認定こども園の運営上特に必要があると認めた場合は、通園バスの運行範囲とする。

(利用対象者)

第4条 通園バスの利用対象者は、保護者等による送迎が困難な2歳から5歳の園児とする。

(利用の申込み)

第5条 通園バスの利用を希望する園児の保護者は、宍粟市立認定こども園通園バス利用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、宍粟市立認定こども園通園バス利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該園児の保護者に通知するものとする。

(利用の中止及び利用内容の変更)

第6条 通園バスを利用する園児の保護者は、その利用を中止しようとするとき又は利用内容を変更しようとするときは、宍粟市立認定こども園通園バス利用中止（変更）届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料)

第7条 通園バスの使用料は、月の利用日数にかかわらず、園児1人あたり月額1,000円とする。

(災害補償措置等)

第8条 通園バスは、強制保険のほか、次に掲げる任意保険に加入しておかななければならない。

- (1) 対人及び対物保険
- (2) 車両保険
- (3) 搭乗者保険

2 前項の規定による保険の補償額の限度額は、教育委員会が決定するものとする。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

園名	通園区域
戸原こども園	宍粟市立山崎南中学校の通学区域
一宮北こども園	宍粟市立一宮北中学校の通学区域

様式第 1 号（第 5 条関係）

宍粟市立認定こども園通園バス利用申込書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名 印
(電話 ー)

認定こども園通園バスを利用したいので、次のとおり申込みします。

入 所 児 童	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日 (年 齢)	性 別	自 治 会 名
		年 月 日 (歳 か月)	男・女	
利 用 開 始 年 月 日		年 月 日		
利 用 内 容 該当する項目の番号に○ 印をつけてください		1 行きのみ利用する。 2 帰りのみ利用する。 3 行き、帰りとも利用する。		
自宅・乗車希望場所付近の見取図を記入してください。				

様式第2号（第5条関係）

宍粟市立認定こども園通園バス利用決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

宍粟市教育委員会 印

年 月 日付けで申込みのあった認定こども園通園バスの利用について、
次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定

入 所 児 童	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日 (年 齢)	性 別	自 治 会 名
		年 月 日 (歳 か月)	男・ 女	
利 用 開 始 年 月 日		年 月 日		
利 用 内 容		1 行きのみ利用する。 2 帰りのみ利用する。 3 行き、帰りとも利用する。		

2 却下

理 由	
-----	--

様式第3号（第6条関係）

宍粟市立認定こども園通園バス利用中止（変更）届

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名 印
(電話 ー)

認定こども園通園バスの利用を中止（変更）したいので、次のとおりお届けします。

入 所 児 童	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日 (年 齢)	性 別	自 治 会 名
		年 月 日 (歳 か月)	男・ 女	
利用中止（変更）年月日		平成 年 月 日		
変 更 後 の 利 用 内 容 該当する項目の番号に○ 印をつけてください		1 利用を中止する 2 行きのみ利用する。 3 帰りのみ利用する。 4 行き、帰りとも利用する。 5 乗車場所等の変更		
自宅・乗車希望場所付近の見取図を記入してください。(乗車場所等を変更する場合のみ)				